	⑵　総合特別区域法第37条第１項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（同法第35条第２項第１号に規定する特定地域活性化事業として特定農業者特定酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合 ⑶　総合特別区域法第40条第１項の規定により地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定が取り消された場合 ⑷　本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合 ⑸　本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記３の規定に違反した場合 ５．酒税法第７条第３項第３号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。 （※１）「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定める果実をいう。 ⑴　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項第１号に掲げる者（以下この表において「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（同項第２号に掲げる者に限る。以下この表において「同居親族等」という。）で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業経営者が生産した当該果実 ⑵　農業委員会等に関する法律第８条第１項第１号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農業生産法人をいう。以下この表において同じ。）の組合員、社員又は株主（農業委員会等に関する法律第８条第１項第３号に掲げる者に限る。以下この表において「組合員等」という。）で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業生産法人が生産した当該果実 ⑶　風水害、干害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下この表において「災害等」という。）により自ら生産した果実（⑴又は⑵に掲げる場合に該当するときは、当該⑴又は⑵に定める果実を含む。以下同じ。）を原料として上記１⑴の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）　当該酒類の製造場の所在する地域活性化総合特別区域内において生産された当該果実（当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された当該果実を上記１⑴の酒類の原料とすることができなくなったことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。） （※２）「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定める米をいう。 ⑴　農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業経営者が生産した米 ⑵　農業委員会等に関する法律第８条第１項第１号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業生産法人が生産した米 ⑶　災害等により自ら生産した米（⑴又は⑵に掲げる場合に該当するときは、当該⑴又は⑵に定める米を含む。以下同じ。）を原料として上記１⑵の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）　当該酒類の製造場の所在する地域活性化総合特別区域内において生産された米（当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された米を上記１⑵の酒類の原料とすることができなくなったことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された米を含む。） （※３）財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類（米を除く。）、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。
同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	財務Ｂ002
特定地域活性化事業の名称	特産酒類製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第６号）第７条第２項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類の製造免許は、免許を受けた後１年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 １　清酒　60キロリットル ２　合成清酒　60キロリットル ３　連続式蒸留しょうちゅう　60キロリットル ４　単式蒸留しょうちゅう　10キロリットル ５　みりん　10キロリットル ６　ビール　60キロリットル ７　果実酒　６キロリットル ８　甘味果実酒　６キロリットル ９　ウイスキー　６キロリットル 10　ブランデー　６キロリットル 11　原料用アルコール　６キロリットル 12　発泡酒　６キロリットル 13　その他の醸造酒　６キロリットル 14　スピリッツ　６キロリットル 15　リキュール　６キロリットル 16　粉末酒　６キロリットル 17　雑酒　６キロリットル